

田原本町教育大綱

平成 2 9 年 3 月

田原本町

I. 田原本町教育大綱の位置付け

田原本町教育大綱（以下「大綱」といいます。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成 18 年法律第 120 号）第 1 条の 3 の規定に基づき、本町の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を新たに策定したものです。

本大綱は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、本町の最上位計画である「田原本町第 4 次総合計画（計画期間平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間）」における教育、学術、文化等に関する政策目標を踏まえ、本町の教育の教育目標や施策の根本的な方針を定めるものです。

II. 対象期間

本大綱の対象期間は、田原本町第 4 次総合計画の期間と同じ、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とします。ただし、期間中においても社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

III. まちの将来像（田原本町第 4 次総合計画より）

子どもから高齢者まで、誰もがいきいきとした
暮らしを楽しむまち たわらもと

田原本に暮らす誰もが、さまざまな場面でいきいきと活躍でき、日々の暮らしを楽しむことのできるまちを目指します。

そのため、子どもたちがいきいきと自分らしさを育むことができ、若い世代が安心して子育てをしながら働き、高齢者の方々が健康で生きがい

を持って暮らすことができるまちづくりを展開していきます。

また、大阪や京都などへの大都市部への交通利便性を有しながら、唐古・鍵遺跡に代表される歴史文化があふれ、自然豊かな暮らしを満喫できる立地条件を最大限に活かし、暮らしの満足度を高めるまちづくりを展開していきます。

しかし、これらのまちづくりを展開していくためには、少子高齢化、人口減少が進むなかで直面するさまざまな課題を解決していかななくてはなりません。それは、行政のみの活動だけでは乗り切ることができず、家庭で、職場で、地域で、住民の誰もが活躍できる環境をつくり、一人ですること（自助）、地域ですること（共助）、行政ですること（公助）をうまくかみ合わせたまちづくりを展開していきます。

このようなまちづくりを通じて、少子高齢化・人口減少時代にあっても、元気なまちをつくっていくこととします。

IV. 基本目標

○子育ての願いをかなえるまちづくり

「子育てを楽しむことができるまち」の実現に向けては、まちなかに次代を担う子どもたちの笑顔があふれていることが大切です。

そのため、若い世代が本町で安心して、結婚・妊娠・出産・子育てができる環境の充実を図ります。また、幼児期の保育・教育は生涯にわたる人格形成の基礎であることから、確かな教育とさまざまな学習の取り組みを通じて、次代を担う子どもたちに対して質の高い教育の提供と心身の育成を促します。さらに、地域らしい特色ある学校教育の充実を図るとともに、生きる力を身につけることができるようさまざまな取り組みを実施します。

また、本町の学校教育の指導方針に定めるとおり、各幼稚園、小・中学校においては、「感謝の心でいきいきあいさつ自ら学び心豊かにた

くましく生きる子ども」の育成を目指し、地域や園、学校の実態を踏まえ、「確かな学力の育成」「豊かな人間性の育成」「たくましい心身の育成」「魅力と活力ある園・学校づくり」を重点に組織的で計画的な取組を進めます。

☆ ふるさと教育

- ・ 町の将来を担う子どもたちが充実した教育を受けることができ、一人ひとりの能力と個性を伸ばせる環境の整備に取り組むとともに、小学校への出前講座や地域の歴史文化に関する副読本を活用した学習により、地域への愛着の醸成を図ります。

☆ 保育・幼児教育

- ・ 多様化する子育てニーズに対応するため、行政が地域と一体となって、きめ細かい子育て支援の充実を図ります。
- ・ 多様なニーズに対応できるように、保育サービスの充実を図るとともに、幼稚園、保育園、小学校の連携により、就学前教育の充実を図ります。
- ・ 特別な支援を要する幼児の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するために、一人ひとりの教育的ニーズに対応した特別支援教育を推進します。

☆ 学校教育

- ・ 人間の一生を通じての成長と発達の基礎づくりとして、確かな学力を身につけられるよう指導の充実を図るとともに、思いやりの心を持った人間性豊かな児童生徒の育成に努めます。
- ・ 特別な支援を要する児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するために、一人ひとりの教育的ニーズに対応した特別支援教育を推進します。
- ・ 校舎の老朽化対策など、安心して学ぶことができる学校施設の充

実を図ります。

☆ 結婚・妊娠・出産・子育て

- ・ 若い世代が自らの希望に基づき結婚し、子どもを産み、育てることができるような社会の実現に向け、各種支援の充実を図ります。
- ・ 子どものいる世帯、特に多子世帯の子育ての経済的負担の軽減や、共働き家庭の事情に応じた保育環境の充実を図ります。

○潤いや喜びを与える学びとスポーツのまちづくり

「学びやスポーツを楽しむことができるまち」の実現に向けては、住民一人ひとりの個性が尊重され、それぞれが生きがいを持って暮らせることが大切です。

そのため、既存施設や地域資源などを活用しながら、さらなる学びとスポーツの機会の拡大を図るとともに住民の積極的な参加を促します。

また、地域の歴史文化を次世代に引き継いでいくため、歴史文化資源の積極的な保存と活用に取り組むとともに、それらに対する理解と愛着を深めてもらう取り組みを進めます。

一方、近年、子どもや女性、障がいのある人、高齢者、外国人など、人権に関する問題が複雑化するなか、誰もが互いに支え合い、人権が尊重される社会の実現に取り組めます。

☆ 生涯学習

- ・ 学びたい人が学びたいときに学べるよう、また、学んだことを発表・発揮できるよう、学習体制の充実を図ります。
- ・ 心の豊かさや生きがいのための学びのニーズの増大に対し、青垣生涯学習センターを中心とした生涯学習環境の整備を図るとともに、質の高いイベントを開催するといった文化鑑賞などの機会の確保に努めます。

- ・ 魅力的な蔵書構成に努め、住民の読書活動を支援し、図書館事業の充実を図ります。

☆ スポーツ・レクリエーション

- ・ 誰もが安全で安心してスポーツを楽しめるよう、体育施設等の適切な維持管理に努め利用促進を図ります。
- ・ 誰もが生きがいをもち、楽しみをもって暮らしを送ることができるよう、各年代に応じたスポーツ・レクリエーション活動の普及・啓発を図ります。

☆ 歴史文化

- ・ 本町に残るさまざまな文化財について、適切な管理に努め、企画展の開催や情報発信により文化財の保存と活用を図ります。
- ・ 郷土愛・文化財愛護精神の育成に向け、地域の文化財に対し理解を深めてもらえる取り組みを進めます。

☆ 人権の尊重

- ・ 住民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、互いに支え合い、自由と平等の社会を目指し、積極的に人権問題に関する啓発活動を推進します。